

関係私立幼稚園を設置する学校法人理事長 殿

福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局私学振興課長
(運 営 支 援 係)

**令和7年度福岡県私立学校経常費補助金（一般補助・幼稚園経費）に係る
調査票等の提出について（依頼）**

このことについて、標記補助金算定に係る書類を作成の上、下記のとおり提出願います。
提出いただいた書類に基づき、今年度の補助金を算定しますので、提出書類の作成に当たっては、申請内容に誤りがないか十分に確認いただくよう願います。

特に、財政的援助団体等監査や実地検査において、補助対象園児数や教員数の計上誤りが判明し、補助金の返還が生じる事例が発生しております。提出に当たっては、事務職員、園長及び担任教諭等で必ず確認するよう願います。

なお、提出期限までに書類の提出がない場合は、補助金の交付を必要としない法人として取扱いますので御留意願います。

記

1 提出書類

調査票1～7及び園則
(調査票7は該当園のみ)

2 提出期限

令和7年9月1日（月）[期限厳守]

※審査期間確保のため、可能な限り早期の提出に御協力をお願いします。

3 提出方法

郵送

4 備考

特別支援教育加算に関する調査票については、令和7年6月25日付7私第707号で既に依頼済ですが、処遇改善加算及び預かり保育推進事業に関する調査票については、別途依頼する予定です。

【連絡先（提出先）】

〒812-8577（住所記載不要）

福岡県人づくり・県民生活部

私学振興・青少年育成局私学振興課

運営支援係 担当：井上（智）

TEL 092-643-3083 FAX 092-643-3135

調査票等提出における留意事項等

1 提出書類（全て **A4版** で作成すること）

- ① 令和7年度福岡県私立学校経常費補助金（一般補助・幼稚園経費）に係る書類の提出について（別紙様式）
- ② 調査票1 総括表
- ③ 調査票2-1 資金収支計算書
- ④ 調査票2-2 補助対象外経費
- ⑤ 調査票2-3 事業収入
- ⑥ 調査票3 教員名簿
- ⑦ 調査票4 令和7年度体験教育事業計画書及び添付資料
- ⑧ 調査票5 令和7年度安全確保事業計画書及び添付資料
- ⑨ 調査票6 令和7年度働き方改革事業計画書及び添付資料
- ⑩ 調査票7 授業目的公衆送信補償金制度活用及び添付資料
- ⑪ 園則（令和7年度）

※提出書類の控えについては、他の補助金関係書類とともに5年間保存してください。

※調査票の様式は、福岡県庁ホームページに掲載しております。

掲載場所：トップページ：テーマから探す → 「教育・文化・スポーツ」 → 「学校教育」 → 「私立学校」
→ 「私立幼稚園に対する補助金関係書類の一覧」 → 「1. 福岡県私立学校経常費補助金〈一般補助（2～5以外）〉」
URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/24youtien-jisseki.html>

2 令和7年度福岡県私立学校経常費補助金（一般補助）の交付について

| | |
|----------|--|
| 第1回（7月） | $\text{令和6年度交付額} \times 50\% \times \frac{\text{令和7年度定員内実員}}{\text{令和6年度定員内実員}}$ |
| 第2回（12月） | $\text{令和7年度交付見込額} \times 85\% - 7\text{月交付額}$ |
| 第3回（3月） | $\text{令和7年度交付額} - (7\text{月交付額} + 12\text{月交付額})$ |

※ 特別補助・教育改革推進経費（預かり保育推進事業）は、第3回（3月）で交付予定です。

3 令和7年度福岡県私立学校経常費補助金の年間スケジュール及び提出書類について

| 日程 | | 一般・幼稚園経費 | 処遇改善加算 | 特別支援教育加算 | 預かり保育推進事業 | 交付時期等 | |
|----------|-----|-------------------------|-------------|---------------------------|-------------------------|----------------|----------------|
| 令和 7年 | 6月 | 上 | | | | | |
| | | 中 | | | | 交付申請（1回目） | |
| | | 下 | | | ↑ 提出依頼 | | 交付決定（1回目） |
| | 7月 | 上 | ↑ 提出依頼（本依頼） | | | | |
| | | 中 | | | | | 概算払い（1回目） |
| | | 下 | | ↑ 提出依頼 | | | |
| | } | | | | | | |
| | 9月 | 上 | ↓ 提出期限（9/1） | | | | |
| | | 中 | | | | | |
| | | 下 | | | 提出期限（9/30） ※5/1在籍園児分 | | |
| | 10月 | 上 | | | | | |
| | | 中 | | | | ↑ 提出依頼 | |
| 下 | | | ↓ 提出期限 | 提出期限（10/31） ※10/1在籍園児分 | | | |
| 11月 | 上 | | | | | | |
| | 中 | | | | ↓ 提出期限 | | |
| | 下 | | | | | 変更交付申請（2回目） | |
| 12月 | 上 | ↑ 1月始業日現在 満3歳児在園児数調査 | | | | 変更交付決定（2回目） | |
| | 中 | | | | | 概算払い（2回目） | |
| | 下 | | ↓ 提出期限 | | | | |
| } | | | | | | | |
| 令和 8年 | 2月 | 上 | | | | | |
| | | 中 | | | | | |
| | | 下 | | | | | 変更交付申請（3回目） |
| | 3月 | 上 | | | | | 変更交付決定（3回目） |
| | | 中 | | | | | |
| | | 下 | | | | | 概算払い（3回目） |
| | 4月 | 上 | | | | | |
| | | 中 | | | | | |
| | | 下 | | | | | 実績報告提出期限（4/30） |
| | } | | | | | | |
| | 6月 | 上 | | | | | |
| | | 中 | | | | | |
| 下 | | | | | | 計算書類提出期限（6/30） | |
| } | | | | | | | |
| 3月 | 上 | | | | | 交付額の確定 | |
| | 中 | | | | | | |
| | 下 | | | | | | |

※ 提出期限までに書類の提出がない場合や提出書類に不備がある場合、補助金を交付できませんので御注意ください。

※ 特別補助・教育改革推進経費（預かり保育推進事業）については、各園の申請額の総額が予算額を超過することが見込まれる場合、圧縮率をかける場合があります（予算の範囲内で補助）。

※ 市町村が実施する「一時預かり事業（幼稚園型）」の受託の有無、「長時間預かり保育事業」との重複調整については、預かり保育推進事業計画照会時に別途通知します。

※ 補助金の入金口座等に変更がある場合は、「債権者登録申出書」による変更手続きが必要ですので、速やかに、私学振興課に連絡の上「債権者登録申出書」を提出してください。

この手続きを行わないと、補助金の振込みができませんのでご注意ください。

(参考)

3 補助対象経費の範囲について

私学振興課

| 補助対象科目 | 補助対象経費の範囲 | |
|-------------------------|---|---|
| | 補助対象経費の内容 | 対象外事例 |
| 人件費 | ○教員及び教員以外の職員に支給する本俸、期末手当、その他の手当及び所定福利費並びに退職金定福利費並びに退職金（一般社団法人福岡県私学教育振興会及び一般社団法人福岡県私立幼稚園退職金基金団体の給付金を除く学校負担分） | ○役員報酬・役員退職金・名誉学園長報酬 ○一般社団法人福岡県私学教育振興会及び一般社団法人福岡県私立幼稚園退職金基金団体の給付金相当額の教職員退職金 |
| 教育研究経費 | ○教員、生徒等の教育研究に直接必要な消耗品費、光熱水費、旅費交通費、印刷製本費その他の経費 | ○私立学校振興助成法施行規則第4条に定める資金収支内訳表（第2号様式）「各学校」部門に計上される経費 ①学校行事に伴う経費 卒業式・体育祭等、学校行事に伴う経費については、一連の行事費用として直接必要な経費以外は対象外 （例）行事終了後の教職員の二次会等に対する助成経費 ②外部関係者に関する経費 後援会、同窓会、保護者会等、外部関係者との教育に係るものではない会合経費は対象外 （例）後援会、同窓会、保護者会、中学校関係者等との懇親会費 ③教職員の福利厚生行事に対する経費 慰安、娯楽等のための助成経費は対象外 （例）歓迎会・忘年会・旅行・業務終了後の反省会 |
| 管理経費 | ○教育研究経費以外の経費であって、総務・人事・財務・経理等の業務執行経費、教育研究活動以外に使用する施設設備の維持管理に要する支出等、学校の管理運営上必要な経費 | ○私立学校振興助成法施行規則第4条に定める資金収支内訳表（第2号様式） 「学校法人」部門に計上される経費 （例）法人関係中元・歳暮 理事会・評議員会経費 理事長公用車代・理事長生命保険料 顧問弁護士料・公認会計士の監査報酬 |
| 借入金等利息 | ○施設設備整備その他学校運営に係る借入金等に伴う利息 | |
| 設備関係（車両支出及び電話加入権支出を除く。） | ○学校教育のための備品、図書等の取得に要する経費 | ○国庫設備補助金、市町村設備補助金及び福岡県私立幼稚園等設備補助金の対象となるもの |

※ 補助対象外経費に係る注意事項

次に掲げる経費は、補助対象外とする。

- 1 国・地方公共団体の他の補助金等（施設型給付費、施設等利用費、授業料軽減補助金その他知事が指定する補助金等を除く。）の対象となる経費
- 2 支出の内容（用務、出席者等）が明らかではない経費
- 3 「学校法人」部門に計上される経費及び「学校法人」部門に計上することが適当と知事が認める経費
（例）
 - 学校法人の役員等の報酬等
 - 理事会及び評議員会等の開催経費
 - 主として「学校法人」部門の業務に従事する職員の人件費
 - 「学校法人」部門の業務の運営に必要な建物設備の取得又は保全に係る支出
 - 土地の取得又は保全に係る支出
 - 「学校法人」部門の業務に係るものとして運用している借入金等の利息支出及び返済支出
 - 学校、学部・学科等の新設に係る支出
 - 次に掲げる「学校法人」部門の主な業務の運営に直接必要な支出
 - ・ 理事会及び評議員会等の庶務に関すること
 - ・ 役員等の庶務に関すること
 - ・ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続きに関すること
 - ・ 法人主催の行事及び会議に関すること
 - ・ 法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の策定事務に関すること
 - ・ 学校、学部・学科（学部の学科を含む）等の新設事務に関すること
 - ・ その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務、会計、施設管理等に関すること
 - ・ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること
- 4 その他知事が福岡県私立学校経常費補助金の対象経費とすることが適当でないと認める経費

補助対象「外」の具体的事例

| 科 目 | 補助対象経費 | 補助対象「外」経費 |
|----------------|---|--|
| 人件費 | 1 園長、教員等教職員経費 理事長が園長を兼ねている場合 2 右記給付金を除く幼稚園負担分 | 1 学校法人関係 理事長等役員報酬、役員退職金、名誉学園長報酬 2 その他 (社)私立幼稚園退職金基金社団給付金相当額の教職員退職金 |
| 教育研究経費 管理経費 | 1 学校行事に係るもの 卒園式、運動会等行事を行うのに直接必要な経費 2 外部関係者に関する経費 教育を実施するうえで必要な後援会等との協議に係る費用 (例) 会議室賃借料、資料代等 3 教職員に関する経費 教職員の出張費用や研修費用は対象 (例) 受講料、旅費等 5 その他 教職員研修費用 福岡県私立幼稚園振興協会等会費 園舎火災保険料、賠償責任保険料 | 1 学校行事に係るもの 卒園式、運動会等行事終了後の二次会、謝恩会等に対する助成経費 2 外部関係者に関する経費 後援会、同窓会、保護者会等外部関係者との会合経費のうち直接教育の実施とは関係のない経費 (例) 懇親会費、親睦会 3 教職員に関する経費 福利厚生行事(慰安、娯楽等)のための助成経費 (例) 歓送迎会、忘年会、慰安旅行、業務終了後の反省会 4 他の補助金の対象となる経費 国、市町村等からの運営費補助の対象となっている光熱水費等の経費 5 その他 公租公課： 登記費用、法令上の諸手続の費用(収入印紙税等) 理事の研修費用、 諸会費： ライオンズクラブ会費 政治家への後援会費、 地元夏祭りの協賛金 慶弔費、中元・歳暮、お礼 理事会、評議員会経費 理事長の公用車に係る費用 (修理代、ガソリン代、 自動車保険料、改造費等) 理事長生命保険料 顧問弁護士料、 公認会計士等の監査報酬 |
| 借入金等利息 | 1 園舎増改築や幼稚園運営資金に係る借入金等の利息支出 | 1 学校法人関係 「学校法人」部門の業務に係るものとして運用している借入金等の利息支出 |
| 設備関係 | 1 補助金によらない園の自己資金のみで購入した設備費は対象 | 1 他の補助金の対象となる経費 国庫、県、市町村の実施している設備補助金の対象となるもの なお、「福岡県私立幼稚園等設備費補助金」により購入した設備費は対象「外」経費に計上すること。 |

※ そのほか、不明な点があれば私学振興課(運営支援係)へお問い合わせください。

Q & A

Q 1 「学校法人」部門とはなんですか。

A 1 学校法人によって設置されている幼稚園は、理事長、理事、幹事を構成員とする理事会の決定に基づいて運営されています。よって、役員報酬や理事会開催費用といった主に理事会の活動に関わるものが「学校法人」部門、園が行う教育活動に関わるものが「学校」部門として会計上、区分されます。

理事長が園長を兼ねており、一園しか運営していない場合など法人と幼稚園が一体となっている場合は、会計上、学校法人と幼稚園を区別することは難しい場合があります。しかし、補助金の適正な執行を確保するためにも、上記に示した事例を参照に、適切な会計事務をしていただきますようお願いいたします。

Q 2 理事長であり園長でもある者が研修を受けました。この費用（受講料、旅費等）は学校法人部門ですか、学校部門ですか。

A 2 受講した研修の内容によって判断します。学校経営者を対象とした研修であれば法人部門に、教育活動を主とした内容であれば学校部門に区分します。